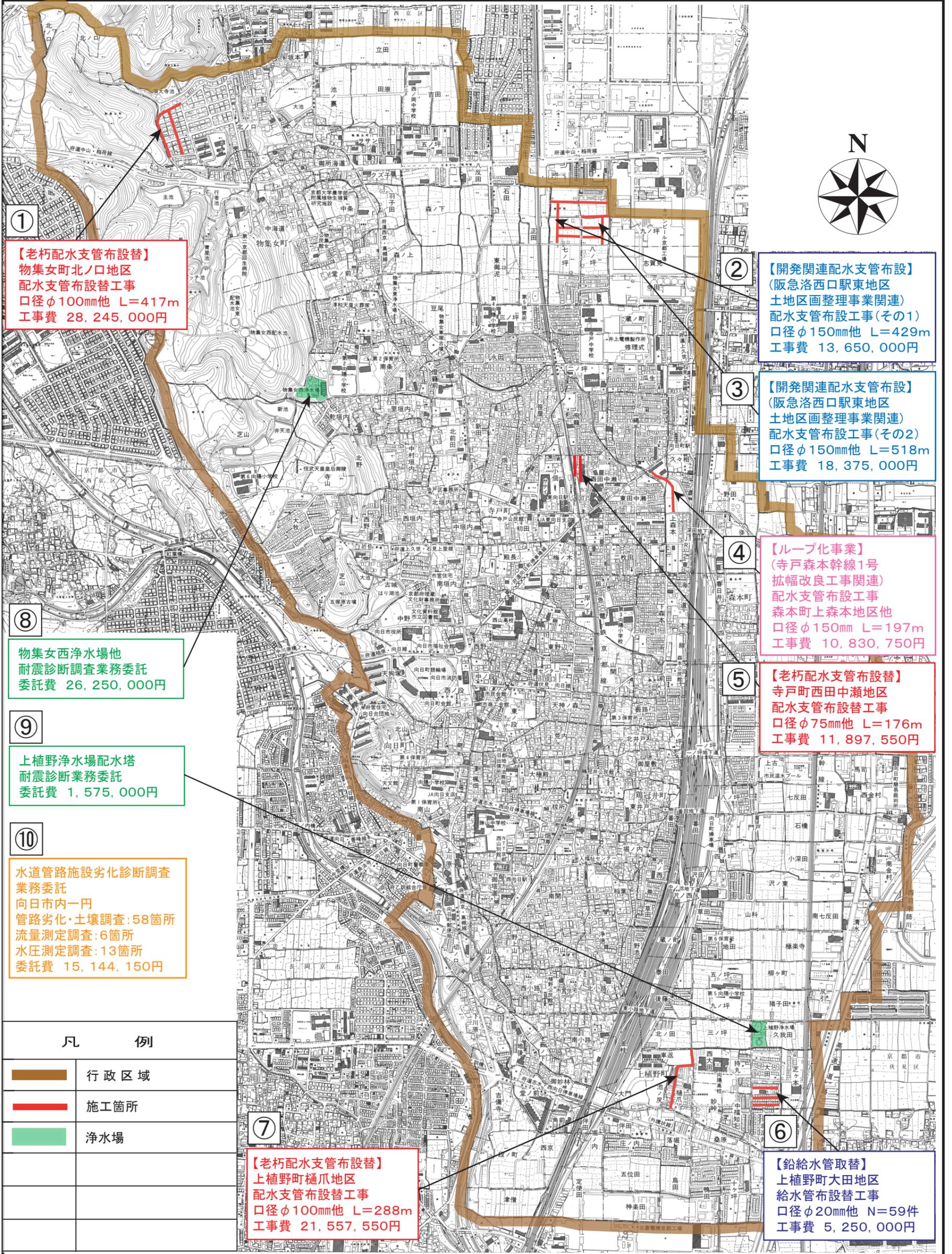


# 平成24年度 水道事業実施箇所図



① 【老朽配水支管布設替】  
物集女町北ノ口地区  
配水支管布設替工事  
口径φ100mm他 L=417m  
工事費 28,245,000円

② 【開発関連配水支管布設】  
(阪急洛西口駅東地区  
土地区画整理事業関連)  
配水支管布設工事(その1)  
口径φ150mm他 L=429m  
工事費 13,650,000円

③ 【開発関連配水支管布設】  
(阪急洛西口駅東地区  
土地区画整理事業関連)  
配水支管布設工事(その2)  
口径φ150mm他 L=518m  
工事費 18,375,000円

④ 【ループ化事業】  
(寺戸森本幹線1号  
拡幅改良工事関連)  
配水支管布設工事  
森本町上森本地区他  
口径φ150mm L=197m  
工事費 10,830,750円

⑤ 【老朽配水支管布設替】  
寺戸町西田中瀬地区  
配水支管布設替工事  
口径φ75mm他 L=176m  
工事費 11,897,550円

⑧ 物集女西浄水場他  
耐震診断調査業務委託  
委託費 26,250,000円

⑨ 上植野浄水場配水塔  
耐震診断業務委託  
委託費 1,575,000円

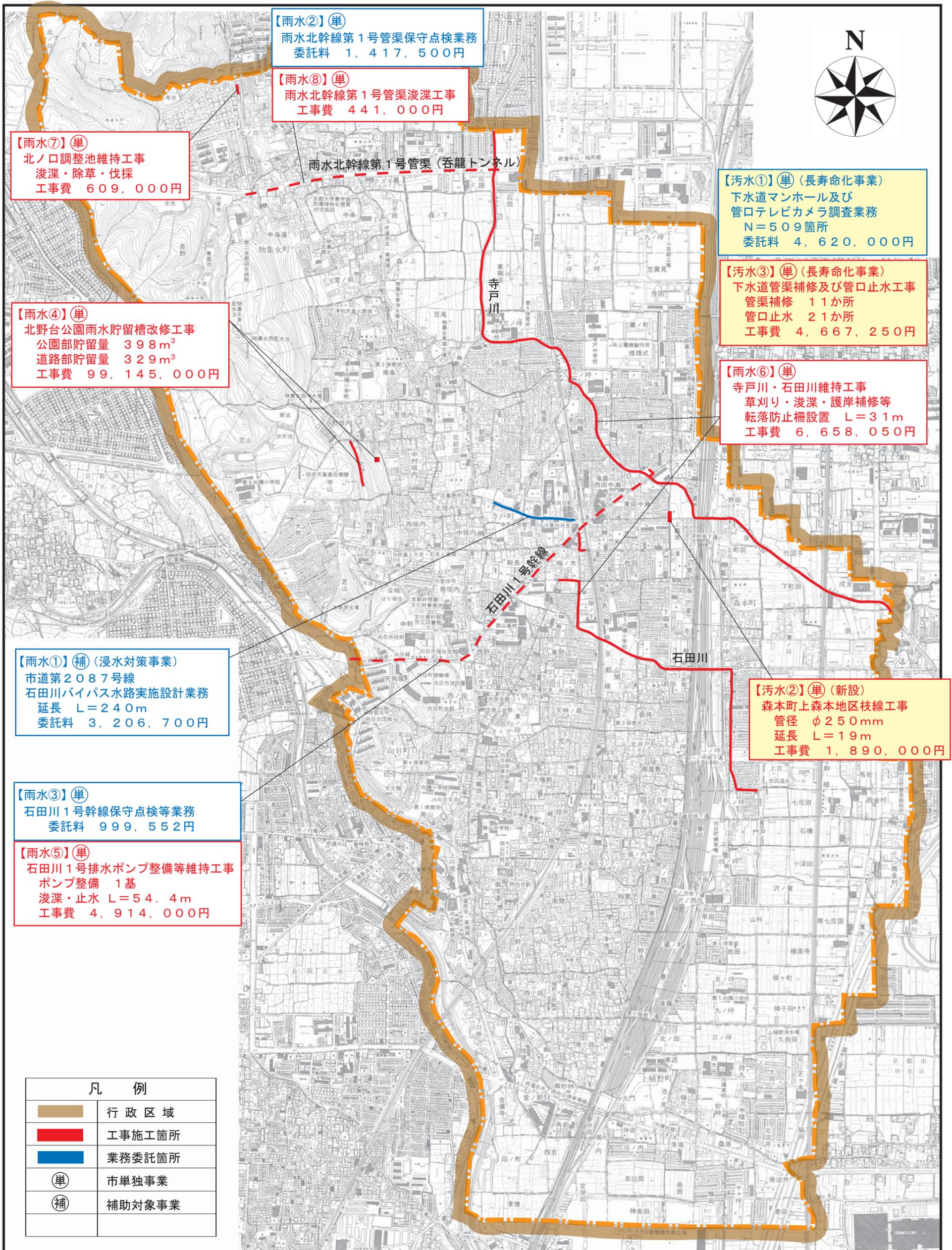
⑩ 水道管路施設劣化診断調査  
業務委託  
向日市内一円  
管路劣化・土壌調査:58箇所  
流量測定調査:6箇所  
水圧測定調査:13箇所  
委託費 15,144,150円

凡 例	
	行政区域
	施工箇所
	浄水場

⑦ 【老朽配水支管布設替】  
上植野町樋爪地区  
配水支管布設替工事  
口径φ100mm他 L=288m  
工事費 21,557,550円

⑥ 【鉛給水管取替】  
上植野町大田地区  
給水管布設替工事  
口径φ20mm他 N=59件  
工事費 5,250,000円

# 平成24年度 下水道事業実施箇所図



【雨水②】(単)  
雨水北幹線第1号管渠保守点検業務  
委託料 1,417,500円

【雨水⑧】(単)  
雨水北幹線第1号管渠浚渫工事  
工事費 441,000円

【雨水⑦】(単)  
北ノ口調整池維持工事  
浚渫・除草・伐採  
工事費 609,000円

雨水北幹線第1号管渠(呑龍トンネル)

【汚水①】(単)(長寿命化事業)  
下水道マンホール及び  
管口テレビカメラ調査業務  
N=509箇所  
委託料 4,620,000円

【汚水③】(単)(長寿命化事業)  
下水道管渠補修及び管口止水工事  
管渠補修 11か所  
管口止水 21か所  
工事費 4,667,250円

【雨水④】(単)  
北野台公園雨水貯留槽改修工事  
公園部貯留量 398m<sup>3</sup>  
道路部貯留量 329m<sup>3</sup>  
工事費 99,145,000円

【雨水⑥】(単)  
寺戸川・石田川維持工事  
草刈り・浚渫・護岸補修等  
転落防止柵設置 L=31m  
工事費 6,658,050円

【雨水①】(補)(浸水対策事業)  
市道第2087号線  
石田川バイパス水路実施設計業務  
延長 L=240m  
委託料 3,206,700円

【汚水②】(単)(新設)  
森本町上森本地区枝線工事  
管径 φ250mm  
延長 L=19m  
工事費 1,890,000円

【雨水③】(単)  
石田川1号幹線保守点検等業務  
委託料 999,552円

【雨水⑤】(単)  
石田川1号排水ポンプ整備等維持工事  
ポンプ整備 1基  
浚渫・止水 L=54.4m  
工事費 4,914,000円

凡 例	
	行政区域
	工事施工箇所
	業務委託箇所
	市単独事業
	補助対象事業

# 新会計制度適用に伴う主な変更点について

## 1 地方公営企業制度見直しの目的

平成23年4月28日に地方公営企業法が改正され、平成24年4月1日から施行された。新会計制度は、その法改正に基づくものであり、平成26年度予算から適用される。

- (1) 民間企業の会計制度との整合性
- (2) 他団体との比較を容易にするための基準の統一

→ 固定資産の減価償却方法の統一

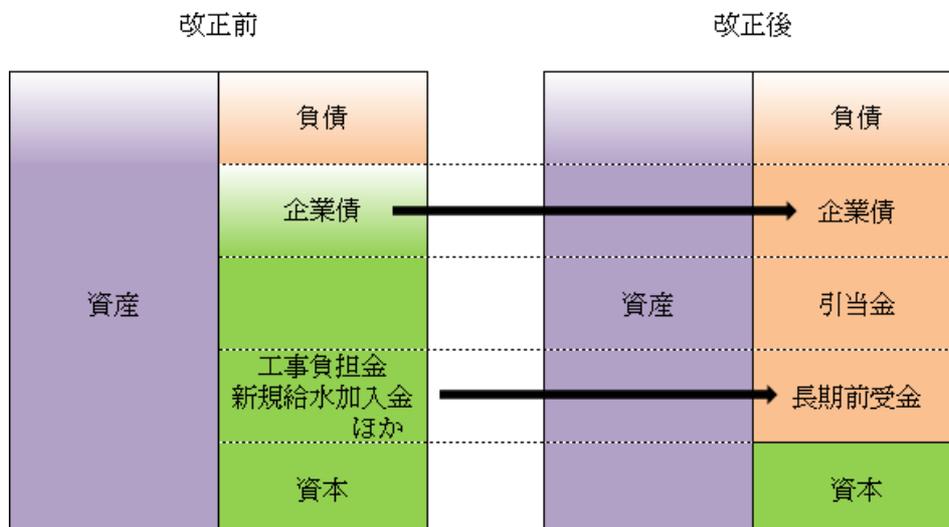
## 2 本市の貸借対照表、損益計算書に及ぼす影響

- (1) 貸借対照表において「資本」が減少し「負債」が増加する

- ① 企業債、工事負担金、新規給水加入金の計上区分を変更

「資本」→「負債」へ変更

- ② 新たな引当金（賞与引当金、貸倒引当金）の義務づけ

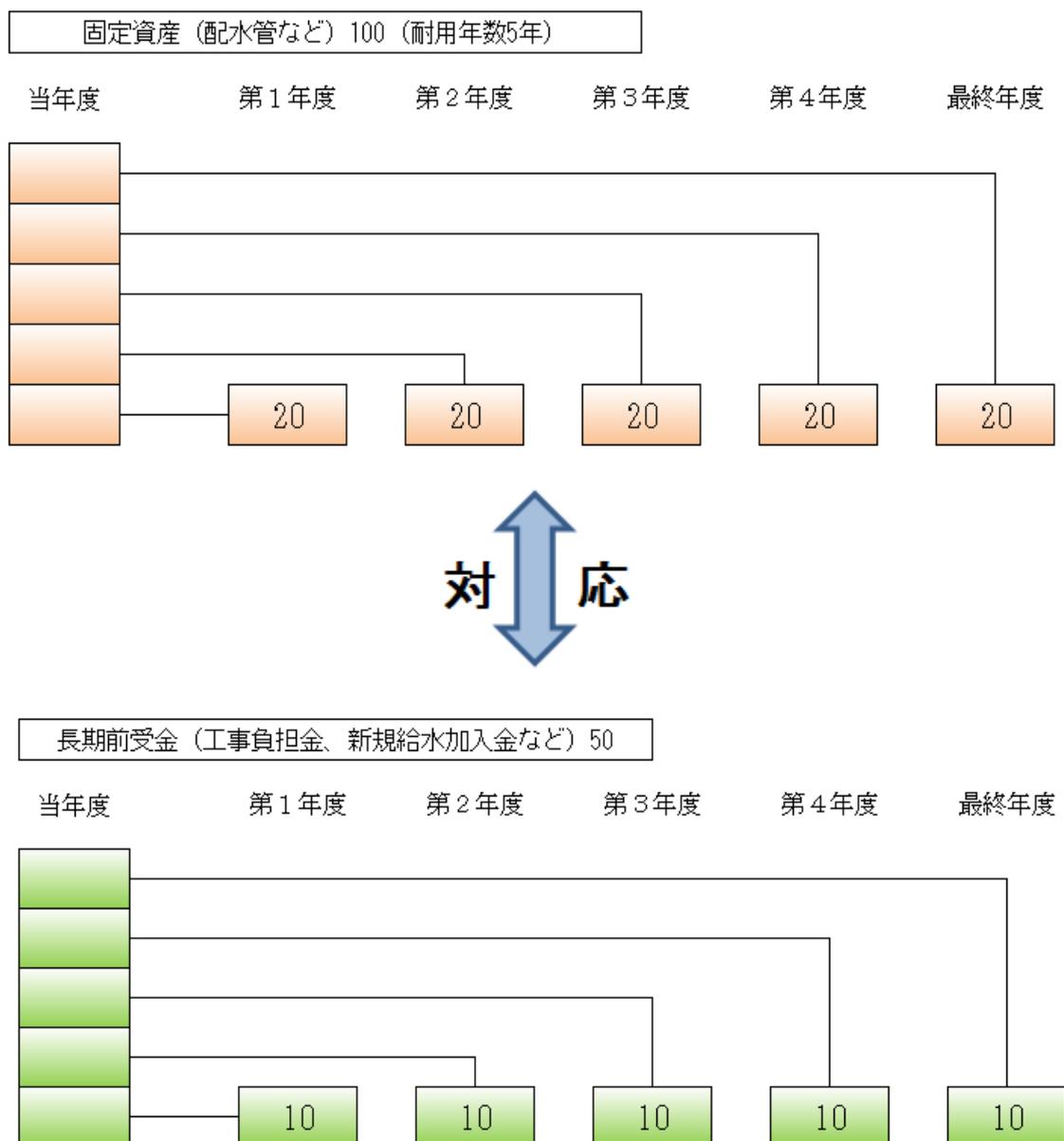


(2) 新たな収益として「長期前受金戻入益」が計上される

配水管などの資産の財源である長期前受金（工事負担金、新規給水加入金等）を、減価償却に合わせ、耐用年数の期間にわたって各年度に収益として計上

→ 26年度以降、1億円前後の新しい収益（長期前受金戻入益）が毎年度計上される（ただし、工事負担金等は、すでに収入された年度に財源として使用されているため、現金を伴わない見かけ上の収益であることに注意が必要）

【減価償却費と長期前受金戻入益の関係イメージ】





向日市水道新規給水加入金条例の一部改正（第2条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(加入金の額)</p> <p>第3条 加入金の額は、次に掲げる額に<u>消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に相当する額を加えた額とする。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(加入金の額)</p> <p>第3条 加入金の額は、次に掲げる額に<u>100分の105を乗じて得た</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

向日市公共下水道使用料条例の一部改正（第3条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第6条 使用料の額は、次の各号に掲げる汚水の区分に応じ、当該各号に掲げる算定方法により得た額<u>に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に相当する額を加えた額とする。</u></p> <hr/> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第6条 使用料の額は、次の各号に掲げる汚水の区分に応じ、当該各号に掲げる算定方法により得た額<u>に100分の105を乗じて得た</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>額とする。<u>この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>